

農業委員会と農地中間管理機構の連携に係る活動方針

宮 城 県
宮 城 県 農 地 中 間 管 理 機 構
宮 城 県 農 業 委 員 会 ネット ワ ーク 機 構

1. 統一活動方針

◆関係機関の連携内容・役割分担等

○農業委員会

農業委員会は、農業委員会等に関する法律等に基づいて、以下のとおり農地中間管理機構と連携して取組を行います。

- ・ 農業委員会は、農業委員会等に関する法律第 6 条第 2 項の規定に基づき、農地中間管理機構と連携して区域内の農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化，遊休農地の発生防止・解消，新規参入の促進）を推進します。
- ・ 農地法に基づき、農地利用状況調査を基に遊休農地の所有者等に対する利用意向調査を行い、農地中間管理事業を利用する意思がある旨を表明した者，又は、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した者について農地中間管理機構に通知します。
- ・ 把握した農地利用の状況と意向に関する情報を農地台帳に整備し、地区内の農地の利用調整に活用するとともに、農地法施行規則に基づき、農地中間管理機構に情報を提供します。また、農地情報公開システムの活用により適切な情報提供を図ります。

具体的には、農業委員や農地利用最適化推進委員は以下の活動を行います。

- ・ 農業委員や農地利用最適化推進委員は、区域内の農業者に農地等の利用の最適化に関する情報を提供するとともに、農地の出し手・受け手の営農意向等を収集し、その情報を積極的に繋げます。また、農業委員会を通じて市町村や J A，農地中間管理機構と情報を共有します。
- ・ 以上の活動のほか、市町村段階の農地中間管理事業推進体制の整備状況や区域内の農地等の利用の最適化の課題・改善方策等を提案しながら、農地中間管理機構との具体的な連携活動内容を明確化し、進めていきます。

○農業委員会ネットワーク機構

- ・ 農業委員会ネットワーク機構は、農業委員会相互の連絡調整，農業委員会に対する農地等の利用の最適化に関する情報や課題の収集・提供，取組の優良事例の横展開，農業委員及び農地利用最適化推進委員に対する研修及び相談対応などの支援を行い、農業委員会と農地中間管理機構の連携活動を促進します。

○農地中間管理機構

- ・ 農地中間管理機構は，農地中間管理事業の推進に関する法律第23条及び第26条の規定に基づき，農業委員会等と連携して，農地利用の集積・集約化を推進します。
- ・ 市町村段階においては，地域コーディネーター（現地駐在員）が，農業委員会事務局を通じて，農業委員や農地利用最適化推進委員が収集した農地等の利用の最適化に関する情報等の提供を受け，農地の出し手・受け手の掘り起こしやマッチングなどの現地活動を行います。また，市町村や農業委員会等が主催する各種研修会等における農地中間管理事業の説明や相談対応など，市町村等の取組の支援を行い，地域における農地利用の集積・集約化の取組を推進します。
- ・ 特に，農地中間管理事業の重点実施区域においては，農業委員会と連携して，積極的に人・農地のマッチング活動を行い，農地中間管理事業の活用につなげていきます。
- ・ 以上の活動のほか，地域の農地利用の集積・集約化の推進状況を踏まえ，農業委員会及び農業委員会ネットワーク機構との具体的な連携内容を明確化し，進めていきます。

○県

- ・ 県は，農地中間管理事業の推進方針の策定や進捗管理など，事業を統括し推進していきます。事業推進にあたっては，農業委員会ネットワーク機構及び農地中間管理機構との連絡調整を密にし，相互の情報共有を図り，事業推進上の課題の整理や対策を協議しながら，一体となって農地利用の集積・集約化の取組を進めていきます。
- ・ 地方振興事務所単位に設置している農地集積地方推進本部は，地域における農地中間管理事業の推進及び農地利用の集積・集約化に関する問題や課題に臨機応変に対応していけるよう，農地中間管理機構と連携して，市町村等の取組の支援を行います。
- ・ 農地利用の集積・集約化を重点的に推進する地区は，市町村等と協議しながら，モデル地区として設定し，積極的に地区における取組の支援を行います。

◆集積目標

- ・ 本県では，農地中間管理事業の推進に関する法律第3条第1項の規定に基づく「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」（平成26年3月 宮城県策定）において，農地中間管理事業の活用により，耕地面積に占める担い手（効率的かつ安定的な農業経営を営む者）が利用する農用地面積の割合を，平成35年度までに90%とすることを目標としています。
- ・ 農業委員会は，農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づく「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」において，市町村の実情を勘案の上，担い手への農地利用集積目標面積を明確に定め，取組を進めていくように努めるものとします。

2. 今秋冬に実施する具体的な活動内容

◆農地集積等に向けた具体的な行動

○農業委員会

- ・ 農業委員と農地利用最適化推進委員相互の理解のもと、地域の実情に応じた具体的な活動目標や活動方針、協力体制を確立し、農地利用最適化に向けた活動を推進します。
- ・ 11月から遊休農地の所有者等に対する利用意向調査を行い、農地の出し手の意向を把握します。また、農地中間管理事業を利用する意思がある旨を表明した者、又は、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した者について、速やかに農地中間管理機構に通知します。

○農業委員会ネットワーク機構

- ・ 農業委員及び農地利用最適化推進委員が人・農地のマッチング活動の相談役としての役割を果たせるよう、農業委員及び農地利用最適化推進委員を対象とした研修会等を市町村・広域・県段階ときめ細かに開催します。
- ・ 県内外の優良事例の横展開を図るため、事例情報を収集し、農業委員会への情報提供等を行います。

○農地中間管理機構

- ・ 農地の出し手・受け手に関する情報共有を図るため、地域コーディネーターと農業委員及び農地利用最適化推進委員との情報交換会を開催するとともに、地域コーディネーターによる市町村等の巡回活動を行います。

○県

- ・ 農業委員会ネットワーク機構及び農地中間管理機構と定期的に連絡会議を開催し、相互の情報共有を図り、事業推進上の課題の整理や対策を協議しながら、関連事業との調整等を行い、取組を促進していきます。
- ・ 市町村・地域段階の取組を促進するため、市町村・地域段階の関係機関による事業推進会議の開催や情報共有の仕方の助言など、農地中間管理事業推進体制の整備を支援します。